

広島県選挙管理委員会告示第五十二号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和四年六月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和四年六月十三日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
橋本かよ後援会	橋本 果佳	橋本 果佳	広島県福山市駅家町助元406